

# ■ 地区計画の決定1

## 地区計画とは

- 地区の特性に応じて
- ・建築物の用途
  - ・建ぺい率
  - ・容積率
  - ・高さ
- などの制限をきめ細かく定める

**「地区レベルの都市計画」です**

# ■ 地区計画の決定2

## 地区計画で定める内容

### ○ 地区計画の目標

### ○ 区域の整備、開発及び保全に関する方針

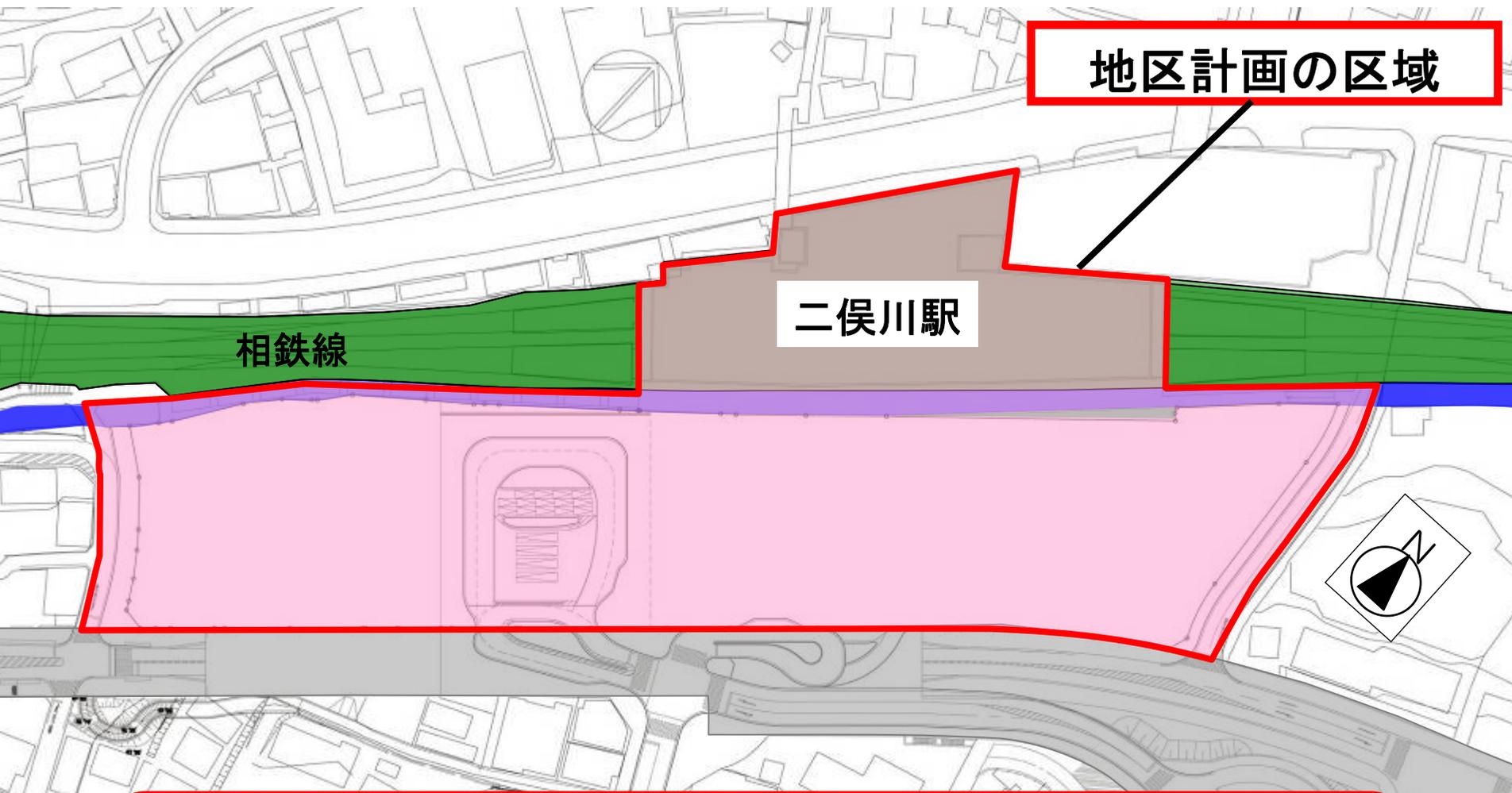
- ・ 土地利用の方針
- ・ 地区施設の整備の方針
- ・ 建築物等の整備の方針
- ・ 緑化の方針 など

### ○ 地区整備計画

- ・ 地区施設の配置及び規模
- ・ 建築物等に関する事項
- ・ 土地の利用に関する事項

- ・ 用途の制限
- ・ 容積率の最高限度
- ・ 建ぺい率の最高限度
- ・ 敷地面積の最低限度
- ・ 壁面の位置の制限
- ・ 高さの最高限度
- ・ 形態意匠の制限 など

# ■ 地区計画の決定3 (区域・名称・面積)



地区計画の区域

相鉄線

二俣川駅

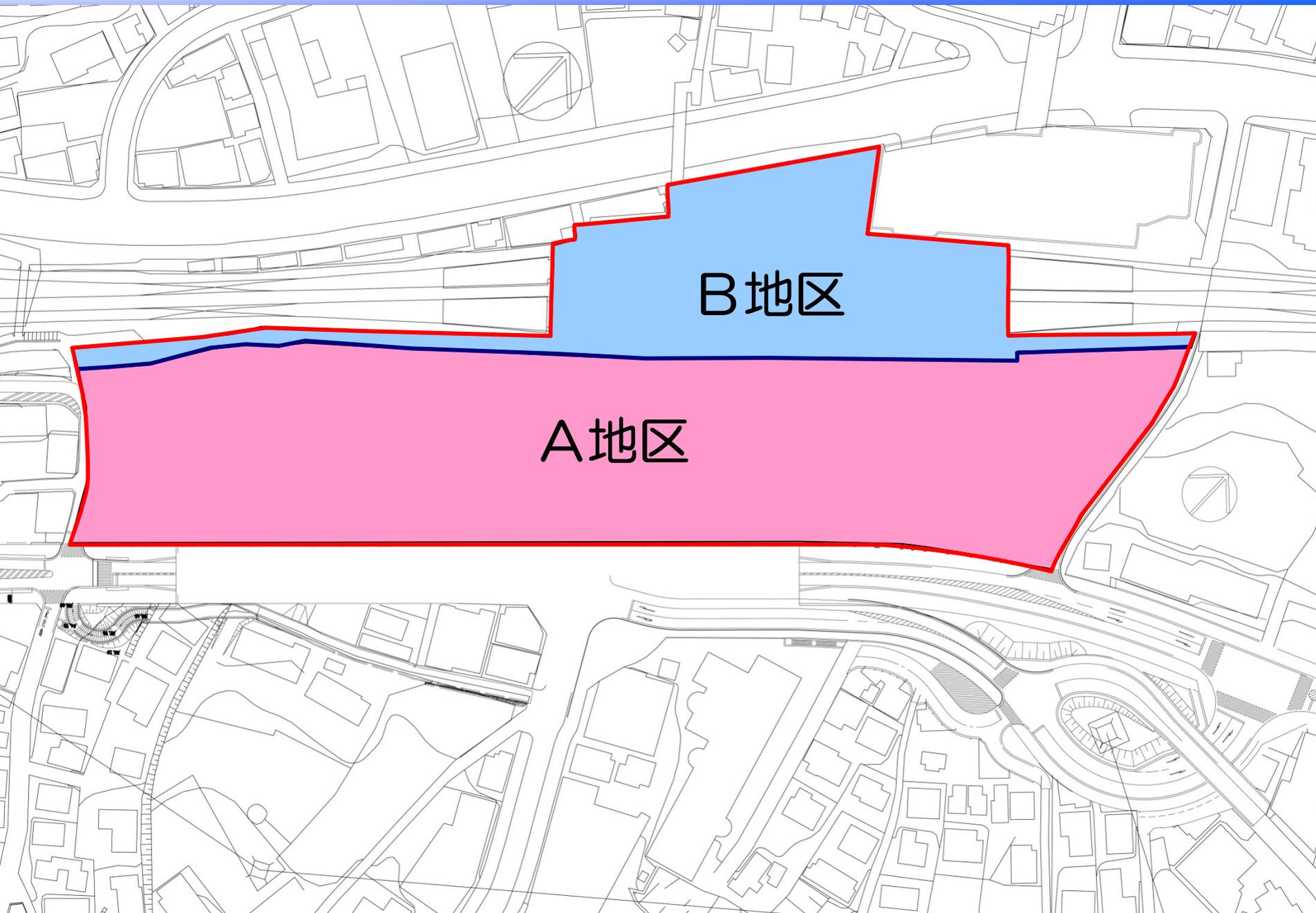
名称: 二俣川駅周辺地区地区計画  
面積: 約2.7ha

## ■ 地区計画の決定4(目標)

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。

交通結節点である駅前拠点にふさわしい良好な複合市街地を形成し、その環境を維持することを目的とする。

# ■ 地区計画の決定5(地区の区分)



## ■ 地区計画の決定6(土地利用の方針)

### A地区

- 1 駅の交通結節点としての機能を強化、南口に鴨居上飯田線に接する交通広場を設置
- 2 駅と南口交通広場を連絡する歩行者空間を形成
- 3 業務・商業施設及び都市型住宅等を整備

### B地区

- 1 駅の南北及び東西をつなぐ歩行者空間を確保
- 2 駅の利便性を生かした都市機能の立地